

平成18年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成18年3月24日(金)

議事日程(第6号)

平成18年3月24日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第1号ないし議案第50号
請願第1号
- 日程第 2 議案第51号 常陸太田市助役の選任について
- 日程第 3 議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議員提案第1号 常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議員提案第2号 政治倫理に関する調査特別委員会の設置について
- 日程第 6 所管事務調査について
- 追加日程 議員提案第3号 森林及び林業に関する施策の充実並びに財源確保を求める意見書について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第51号(提案理由説明, 質疑, 採決)
- 日程第 3 議案第52号(提案理由説明, 採決)
- 日程第 4 議員提案第1号(提案理由説明, 質疑, 採決)
- 日程第 5 議員提案第2号(提案理由説明, 採決)
- 日程第 6 所管事務調査について
- 追加日程 議員提案第3号(提案理由説明, 質疑, 採決)

出席議員

議長	生田目久夫君	副議長	岩間成行君
1番	益子慎哉君	2番	深谷秀峰君
3番	平山晶邦君	4番	豊田吉三君
5番	福地正文君	6番	高星勝幸君
7番	菊池伸也君	8番	関英喜君
9番	田尻求士君	12番	田所美朗君
13番	大森康多君	14番	金沢広道君
15番	荒井康夫君	16番	石崎拓也君
17番	成井小太郎君	18番	山口恒男君
19番	川又照雄君	20番	後藤守君

21番	茅根	猛君	22番	黒沢	義久君
23番	小林	英機君	24番	沢	畠亮君
25番	興野	勉君	26番	立原	正一君
27番	矢部	正心君	28番	井上	清一君
29番	椎名	久寿君	30番	和田	輝正君
31番	木村	茂男君	32番	小田部	功君
33番	永井	猛君	34番	井坂	勝安君
35番	吉成	和昭君	36番	梶山	昭一君
37番	小林	一三君	38番	中嶋	満君
40番	山本	昌君	41番	堀江	欣寿君
42番	川上	和衛君	43番	岩間	国高君
44番	綿引	猛始君	45番	高木	将君
46番	綿引	義明君	47番	須藤	健志君
48番	片野	宗隆君	51番	平根	喜八郎君
52番	成井	一夫君	54番	宇野	隆子君
55番	小林	信房君	56番	吉村	誠君
57番	平山	英君	58番	萩谷	俊昭君
59番	小祝	隆雄君	60番	益子	寿君
61番	天木	元君	62番	井上	正重君
63番	平山	伝君	64番	宮本	昭君
65番	宮田	欣三君	66番	酒井	勝君
67番	木村	徳二君			

説明のため出席した者

市長	大久保	太一君	収入役	関	勇君
教育長	小林	啓徳君	市長公室長	柴田	稔君
総務部長	萩谷	暎夫君	市民生活部長	綿引	優君
保健福祉部長	増子	修君	産業部長	沼田	久雪君
建設部長	榊	勝雄君	金砂郷支所長	菊池	勝美君
水府支所長	小林	平君	里美支所長	藤田	宏美君
水道部長	西野	勲君	消防長	井上	裕彦君
教育次長	岡部	恒雄君	秘書課長	深沢	菊一君
参事兼総務課長	大谷	利行君	監査委員	檜山	直弘君

事務局職員出席者

事務局長 椎名義夫 副参事 佐川尚樹

午前 10 時開議

議長（生田目久夫君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は、63名であります。便宜欠席議員の氏名を申し上げますからご了承を願います。

10番石山良春君、53番斎藤三郎君、68番藤田五郎君、以上3名であります。よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（生田目久夫君） 諸般の報告を行います。

監査委員から、平成17年度定期監査及び行政監査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

議長（生田目久夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

議長（生田目久夫君） 日程第1，委員長報告を行います。

議案第1号から議案第50号まで並びに請願第1号、以上51件を一括議題として、各常任委員会及び予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長及び予算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長黒沢義久君の報告を求めます。

〔総務委員長 黒沢義久君登壇〕

総務委員長（黒沢義久君） 総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成18年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第1号常陸太田市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第2号常陸太田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第3号常陸太田市国民保護協議会条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第4号常陸太田市個人情報保護条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 5 号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 6 号常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参ります。

議案第 7 号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 8 号常陸太田市手数料条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 9 号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 22 号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 27 号茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決すべきものと決定。

議案第 28 号茨城租税債権管理機構規約の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 29 号平成 17 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 6 号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（生田目久夫君） 次、文教民生委員長高木将君の報告を求めます。

〔文教民生委員長 高木将君登壇〕

文教民生委員長（高木将君） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成 18 年第 1 回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第 103 条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第 10 号常陸太田市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 11 号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 12 号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 24 号常陸太田市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 25 号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 30 号平成 17 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第 31 号平成 17 年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について、原案可決すべきものと決定。

次のページにおめくりください。

議案第32号平成17年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第35号平成17年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第4号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第36号平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（生田目久夫君） 次、産業水道委員長宮田欣三君の報告を求めます。

〔産業水道委員長 宮田欣三君登壇〕

産業水道委員長（宮田欣三君） 産業水道委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成18年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条及び第136条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第13号常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第14号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第15号常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第16号常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第17号常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第18号常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

次ページに参ります。

議案第19号常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第20号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第21号常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第26号常陸太田市水府地区特定農山村総合支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、原案可決すべきものと決定。

議案第38号平成17年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第4号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第39号平成17年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第4号)について、原案可決すべきものと決定。

請願第1号森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める請願、採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(生田目久夫君) 次、建設委員長後藤守君の報告を求めます。

〔建設委員長 後藤守君登壇〕

建設委員長(後藤守君) 建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成18年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第23号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第33号平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第34号平成17年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第37号平成17年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(生田目久夫君) 次、予算特別委員長天木元君の報告を求めます。

〔予算特別委員長 天木元君登壇〕

予算特別委員長(天木元君) 予算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成18年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査の結果の順にご報告いたします。

議案第40号平成18年度常陸太田市一般会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第41号平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第42号平成18年度常陸太田市老人保健特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第43号平成18年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、原案可決すべきものと

決定。

議案第44号平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第45号平成18年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

次のページをおめくりください。

議案第46号平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第47号平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第48号平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第49号平成18年度常陸太田市水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第50号平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告申し上げました。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（生田目久夫君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議長（生田目久夫君） これより討論を行います。

議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第10号、議案第12号、議案第23号、議案第40号、議案第41号、議案第43号、議案第50号、以上10件について討論の通告がありますので、発言を許します。54番宇野隆子君。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第40号平成18年度常陸太田市一般会計予算についてを初め、議案第41号、議案第43号、議案第50号の新年度予算で4件、国民保護法関連条例の議案第2号、議案第3号、議案第5号の3件、議案第10号、議案第12号、議案第23号の計10件につきまして、反対の討論を行います。

まず最初に、今議会の私の議案質疑、一般質問の中でも述べてまいりましたけれども、今、雇用と所得の破壊、中小零細企業の倒産・廃業・経営難が進むもとで、90年代末から貧困と社会的格差の新たな広がり、重大な社会問題となっております。低所得者層の増大という傾向が顕著に進んでおり、生活保護世帯は100万世帯を突破し、教育扶助、就学援助を受けている児童生

徒の割合は12.8%と、この10年で2倍以上になっております。貯蓄ゼロの世帯も急増し、23.8%に達し、年金はわずか月数万円、貯蓄もないという高齢者がふえております。

その上、介護保険法改悪による食費・居住費の新たな徴収の導入に続いて、要介護度が軽い方へのサービスの切り捨て、障害者に過酷な痛みを押しつける自立支援法がこの4月から実施されます。住民税増税に伴う国保料や保育料、公営住宅家賃など、雪だるま式の負担増が低所得者や高齢者に襲いかかろうとしております。このような傾向・状態は、常陸太田市民も例外ではなく、本当に暮らしは大変です。私は、このようなとき、「市民こそ主人公」の立場に立った温かい市政が強く求められていると思います。

さて、小泉内閣の三位一体の改革のもとで、地方財政の運営は大変厳しいものとなっております。予算編成に当たって大変ご苦労もあったかと思えます。一般会計予算ですけれども、評価すべき点としましては、金砂郷地区、里美・水府地区への市民バスの2コースの試行運行事業、天下野診療所、里美歯科診療所整備事業、そして中染分署里美出張所整備事業など幾つか上げられますけれども、その一方で、国民健康保険税の均一化、介護保険の大幅な見直しなどで大きな負担が課せられ、国の重税、庶民大增税のもとで、市民生活は今後ますます深刻になると思います。

一般質問の中でもこのような問題を取り上げてまいりましたけれども、国保税については、合併時の「サービスは高い方に、負担は低い方に」とは逆に、常陸太田市の高い方に合わせたわけで、私はこういう問題についても認めるわけにはまいりません。介護保険についても大幅な引き上げ、これも認めるわけにはいきません。子育て支援に逆行する放課後児童クラブ、現在3,500円を5,000円に大幅に値上げするという問題についても、認めるわけにはまいりません。

今、住民の方とお話ししますと、自営業者も高齢者の方々も、夜も安心して眠れない、息もつけない状態だという話があります。全くそのとおりだと思います。私は、18年度の予算におきまして、何はさておいても、こういう暮らしを守る福祉向上の予算は最優先すべきものと考えます。

市長は施政方針の中で、行政改革をより一層推進させるとした上で、民間委託等の推進、指定管理者制度への移行、これも同様ですけれども、また、定員管理の適正化、給与の適正化、人材育成の推進など、これらを強調されております。市の仕事が民間に移行するということは、民間、言いかえれば企業ということになるかと思いますが、企業は利益を上げることを中心にみずからの維持と発展を追求しているということは、言うまでもなく常識です。ですから、競争させ、行政コストの削減を図ろうとすればするほど、市政の本務を軽んじることになりはしないかと思えます。市民ニーズにこたえらば、採算が合わないことでも、市民にとって必要なサービスを行っていくところにこそ、公的な役割があるからです。そのために、市民は税金を納め、市民が期待するサービスを求めていると思います。

効率のよい行政であるのは当然のことです。しかし、コスト削減だけを目的とする財政論からいえば、省いてはいけないことまでも度外視する立場になりかねません。企業の方も、働く人が生活できないような低賃金の押しつけや、不安定な雇用の拡大を進めることにならざるを得ない

と思います。

今、国会に出されております公共サービス改革法案、すなわち市場化テスト法案とも言われているものと機を一にするものだと考えます。市場化テストを小さくて効率的な政府の実現のための重要な手段と位置づけ、公共サービスをどんどん民間に移し、公務員の総人件費を削減することと一体に進められようとしております。国がこのように進めているとき、自治体も小さな自治体へとどんどん民間に仕事を明け渡していくなれば、公共サービスが住民の基本的な人権を保障する権利ではなく、単なる商品になってしまうおそれがあると思います。

先ほども、行政改革の進め方で、特に市長が方針とする民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化と、このような問題については、市民の暮らし、福祉の増進ということを十分考慮され、本来の地方自治行政の役割を發揮して、温かい常陸太田市政をつくっていただきたいと思っております。ですから、慎重に取り計らっていただきたいと、このようなことを要望したいと思っております。

議案第2号、常陸太田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について及び本条例に関連する議案第3号国民保護協議会条例、議案第5号国民保護協議会の委員の方についても、同様の意見であることを申し述べておきます。

議案質疑の際にも述べましたが、この条例は、武力攻撃事態法に基づき、国民保護法を初めとする有事法制の自治体レベルでの具体化として提案されたものです。国が、昨年12月に発表いたしましたモデル計画素案によりますと、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ特殊部隊による攻撃、着陸・上陸侵攻の武力攻撃を受けた場合、自治体や関係機関がいかにして市民を避難させるのかということ、これはまるで戦争が起きることを想定した内容となっており、とんでもないことです。

今、中国や北朝鮮脅威論が政府上げて盛んに振りまかれておりますけれども、実際、戦争が起きる可能性は全くと言っていいほど想定されておりません。想定されておれば、それまた問題ではありますけれども。政府みずからが日本への侵略の可能性が低下していると述べているのに、なぜ今、国民保護法の具体化を進める必要があるのか、強い疑問があります。

国民保護計画が、日本を守るものではなく、国民、市民を保護するものでもなく、泥沼化しているイラク戦争を見ればわかるように、アメリカが起こした戦争に日本がどう協力するのか、この視点で見れば、なぜ今、国民保護計画をつくるのかが見えてきます。具体的に協力する仕組みをつくること、市民、地方自治体、民間機関に、このような戦争に強制的に動員するために必要であるということです。このことは、私は、日本国憲法に定められている平和の理念に全く反していることは明らかだと思います。

今、常陸太田市がすべきことは、国民保護法を進めるのではなく、当市の平和都市宣言の具体化を図る立場で、有事を起こさない平和外交の努力こそが重要だという世論を大きく広げていくことではないかと思っております。よって、国民保護法関係の条例には反対をいたします。

議案第23号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

今回の条例改正は、公営住宅法施行令の一部改正に伴うもので、幾つかの点で賛成できるもの

もあります。例えば、精神障害者、知的障害者、DV被害者について、単身入居を可能にしております。また、小学校就学前の子供のいる世帯について、収入基準を20万円から26万8,000円に引き上げて、入居範囲を拡大しております。また、県・市町村が裁量で入居させる特定入居の事由が拡大されております。しかし、このような条件の拡大がされても、公営住宅を計画的にふやさなければ、この条件は生かされないと思います。

反対の理由として、私は、単身高齢者の入居基準を50歳以上から60歳以上に狭める問題が1つ挙げられます。また、収入超過者に対する家賃が値上げになる問題もあります。このようなことを指摘いたしまして、議案第23号に反対をいたします。

議案第12号常陸太田市介護保険条例の一部改正についてです。これについては、議案第43号介護保険特別会計予算も同様の意見です。

この問題についても、議案質疑の中でも述べましたけれども、今回の介護保険料率の見直しについて、地区ごとの1人当たりの値上げ率は、太田地区が32.3%、金砂郷地区46%、水府地区、里美地区が58%と、平均して1人当たり48.5%の大幅な保険料の値上げとなり、市民にとっては大きな負担増です。ですから、このような大幅な値上げを認めるわけにはいきません。

1号被保険者の激変緩和措置についてですけれども、65歳以上の高齢者の125万円までの非課税限度額の撤廃や老年者控除の廃止などで、1号被保険者の保険料が2段階一気に上がる人もおります。政府は、その激変緩和措置は、他の1号被保険者の保険料の調整によることとしております。本市も、このような調整をされております。本来、国の税制改正に伴う措置であれば、国や地方自治体はその措置に対する費用を払うべきであって、市民にその負担を押しつけることは大変おかしなことです。

新年度激変緩和措置対象者の見込み数が3,579人と、前回の22%に当たります。この中には、先ほど申し上げましたように、例えば所得段階、3段階から5段階へ大きく移行する人たちが1,172人も含まれております。金額にして約3,072万円にもなります。当市として、このような措置分を、少なくとも保険料の値上げを抑えるために一般会計から補助することも可能だったのではないのでしょうか。

介護事業の増加とともに、今まで一般会計の中で行ってきた地域支え合い事業や介護予防事業などを介護保険制度の中に新たに入れることで、介護保険特別会計が、2005年度と比較いたしまして約4億3,000万円増となっております。これは、とりもなおさず1号・2号被保険者の保険料負担がふえることを意味しております。実際、1号被保険者では平均して、先ほど申し上げましたけれども、1人当たり48.5%もの大幅な保険料の値上げになったわけです。現年度分普通徴収保険料収納率が前年度との比較で92.4%から91.36%、1.05ポイント下がっておりますが、このことから、保険料の大幅な値上げがどれほど高齢者の方にとって深刻な問題であるかがあらわれていると思います。基金の充当、一般会計からの繰り入れで、保険料の抑制に最大限の努力を払っていただきたかったと思います。

議案第41号平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算についてですけれども、合併協議会で、国保の保険料については速やかに統一するという調整方針のもと、18年度、一番高

い常陸太田市の制度に統一されることにより、旧金砂郷町、旧里美村については、平等割、均等割の大幅な値上げとなるわけです。合併前は、「サービスは高い方に、負担は低い方に」と言われながら、結局、合併後、高い常陸太田市の制度に統一されることになったわけです。

常陸太田市では、16年度、2004年ですけれども、3月に税率を改定して、このときに大幅な値上げをしております。私はそのときに、一般会計からのその他の繰り入れをふやし、また基金の取り崩しで、値上げはすべきではないと反対してきました。その結果、滞納者も増加し、資格証明書・短期保険証の発行も増加し、約1割近くの人がそれに該当しており、大変な問題だと思えます。

不安定な雇用や年金生活者への年金の引き下げなど、生活悪化が進む中で、値上げは認めるわけにはいきません。基金をもっとふやせと、このような声もありますけれども、私は、基金の心配をするよりも、今大事なことは、保険証を受け取ることもできないでいる世帯が多い中で、今でも高い国保税をどうしたら軽減できるか、もっと努力していただきたかったと思えます。

議案第10号については、障害者自立支援法の施行に伴う改正ですけれども、精神障害者の医療費の自己負担分については、国民健康保険が補助する制度を継続してほしかったと思えます。

議案第50号平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計についてですけれども、これは、例年反対しているとおりです。給水事業所ですけれども、これが依然として4社ということで、ふえておりません。合併後、金砂郷工業用水事業も加わり、一般会計からの約6,300万円の多額の繰り入れで企業会計が成り立っております。現状ではやむを得ないとはいえ、このような多額の繰り入れは一般会計を圧迫しております。企業会計として、多額の繰り入れをしなければ事業が運営できない状況では、まだまだ認めることはできません。さらなる努力をお願いしたいと思えます。

以上、10件につきまして反対討論といたします。以上で私の反対討論を終わります。

議長（生田目久夫君） 次、議案第40号から議案第50号まで、以上11件について討論の通告がありますので、発言を許します。61番天木元君。

〔61番 天木元君登壇〕

61番（天木元君） 予算特別委員長の天木元でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、議案第40号から議案第50号までの一般会計及び各特別会計、各企業会計予算11件につきまして、原案賛成の立場から討論を行います。

最近の日本経済は、企業の収益が改善し設備投資が増大する中、景気が徐々に回復しつつあり、先行きについても、企業の好調さが家計部門にも波及し、民間需要に支えられた景気回復が続くものと見込まれております。しかしながら、我が国の財政は、平成17年度末の公債残高が538兆円と見込まれ、財政赤字が我が国の持続的成長を阻害し、景気回復への悪影響を与えることが懸念されております。

こうした中、国においては、国と地方が歩調を合わせ、平成17年度に引き続き歳出改革路線を堅持し強化するとともに、重点課題に対し、めり張りのある配分を掲げております。地方財政については、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方歳出全般について見直しを行

い、地方財政計画の規模を引き続き圧縮し、地方交付税総額を抑制し、また、地方分権の推進、国の補助金の削減、国から地方への税源の移譲等の三位一体の改革が積極的に進められるなど、厳しい環境の中で地域住民の求める要望にこたえるため、今後一層の効率的な行政運営が強く求められております。

常陸太田市も合併後2年目の本格的な予算編成となったわけではありますが、予算編成に当たっては、歳入歳出両面から思い切った見直しを行い、行財政の合理化・効率化を念頭に、施設の厳選を徹底するとともに、事業の必要性、費用効果について十分精査・検証をなされるなど、大変ご苦労が多かったと思っております。

このような中で合併効果を生かし、定員適正化計画に基づく職員数の減による給与関係経費の削減、交際費、旅費、消耗品費等の縮減、常勤特別職の給与の削減、管理職手当の削減、さらに、経常経費の節減・合理化など、限られた財源を有効に活用することを基本に、将来の財政運営にも十分配慮して予算編成がされましたことは、大変評価すべきものであり、執行部の努力に対し、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

平成18年度一般会計予算額は237億8,100万円、前年度当初予算に対し1億8,000万、0.5%の減となっております。主要事業として、総合計画策定事業、市民バス、里美・水府コース、金砂郷コース試行運行事業、介護保険予防事業、障害支援事業、子育て支援事業、天下野診療所、里美歯科診療所の建設事業等道路整備事業、里美地区への防災行政無線整備事業、水府・里美地区の給食センターの建設事業など、さまざまな事業が計画されております。保健福祉、市民生活、教育文化等、市民福祉の向上に向けた対応や合併後における早期の一体感の醸成の確保が見込まれる予算とも言えるものでございます。

また、特別会計の国民健康保険については57億4,100万円、前年度より13.1%増、老人保健65億8,000万円、0.5%増、介護保険41億2,500万円、11.6%の増で、それぞれの特別会計が安定した事業運営の確立を図れるとともに、市民が安心した医療、介護等を受けることができるよう計画されております。

当市が目指す都市像の実現に向かって、市民の要望にこたえる各種事業が積極的に展開されようとしております。行政は、最小の経費で最大の効果を上げることが基本であります。今回の予算は、健全な財政運営を図り、常陸太田市の発展と市民福祉の向上に向け編成された積極的予算でございます。それを確実にしており、執行部の大変なご努力に対し敬意を表するものでございます。

議員各位におかれましては、ご理解を賜りまして、議案第40号から議案第50号までの11件につきまして、原案のとおり可決されますようご賛同をお願い申し上げます。お願いいたします。

議長（生田目久夫君） 以上で討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号常陸太田市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

議案第3号常陸太田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、議案第2号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

議案第3号常陸太田市国民保護協議会条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、議案第3号については原案可決することに決しました。

〔「議長、採決の際の議案番号をもう1回きちっと確認してみてくださいよ。諮っていることと言っている中身とが違う。そういうことでは困る」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） それでは、訂正をいたします。

第2号を第3号と申し上げましたので、訂正をいたします。

議長（生田目久夫君） お諮りをいたします。

議案第4号常陸太田市個人情報保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

議案第5号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、議案第5号については原案可決するこ

とに決しました。

議長（生田目久夫君） お諮りいたします。

議案第6号常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第7号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市手数料条例の一部改正について、議案第9号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、以上4件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第9号まで、以上4件については、原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

議案第10号常陸太田市国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、議案第10号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） お諮りをいたします。

議案第11号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

議案第12号常陸太田市介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、議案第12号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） お諮りいたします。

議案第13号常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について、議案第14号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第15号

常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第16号常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第17号常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第18号常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第19号常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第20号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第21号常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第22号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上10件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(生田目久夫君) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第22号まで、以上10件については、原案可決することに決しました。

議長(生田目久夫君) 採決いたします。

議案第23号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(生田目久夫君) 起立多数であります。よって、議案第23号については原案可決することに決しました。

議長(生田目久夫君) お諮りをいたします。

議案第24号常陸太田市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第25号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、議案第26号常陸太田市水府地区特定農山村総合支援基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第27号茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第28号茨城租税債権管理機構規約の一部改正について、議案第29号平成17年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号)について、議案第30号平成17年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、議案第31号平成17年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算(第2号)について、議案第32号平成17年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第33号平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第5号)について、議案第34号平成17年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第35号平成17年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第36号平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第37号平成17年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第38号平成17年度常陸太田市水道事業会計補

正予算（第4号）について、議案第39号平成17年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第4号）について、以上16件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第39号まで、以上16件については、原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

議案第40号平成18年度常陸太田市一般会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、議案第40号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

議案第41号平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、議案第41号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） お諮りをいたします。

議案第42号平成18年度常陸太田市老人保健特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

議案第43号平成18年度常陸太田市介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（生田目久夫君） 起立多数であります。よって、議案第43号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） お諮りをいたします。

議案第44号平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、議案第45号平成18年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第46号平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第47号平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、議案第48号平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について、議案第49号平成18年度常陸太田市水道事業会計予算について、以上6件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(生田目久夫君) ご異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第49号まで、以上6件については、原案可決することに決しました。

議長(生田目久夫君) 採決いたします。

議案第50号平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(生田目久夫君) 起立多数であります。よって、議案第50号については原案可決することに決しました。

議長(生田目久夫君) 採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(生田目久夫君) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については採択することに決しました。

日程第2 議案第51号

議長(生田目久夫君) 次、日程第2、議案第51号常陸太田市助役の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長(大久保太一君) 議案第51号常陸太田市助役の選任についてご説明を申し上げます。

下記の者を常陸太田市助役に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。平成18年3月24日提出、常陸太田市長大久保太一。

記、住所、水戸市吉沼町850番地の3、氏名、梅原勤、生年月日、昭和20年8月11日。

提案の理由でございます。欠員の生じております常陸太田市助役を選任するため、提案するも

のでございます。

次ページをごらんいただきたいと思います。梅原勤氏の略歴でございます。学歴，昭和43年3月，茨城大学教育学部卒業。職歴，昭和43年4月，東茨城郡小川町立橘小学校教諭，昭和47年4月，水戸市立第三中学校教諭，昭和60年4月，水戸市立笠原中学校教諭，昭和62年4月，茨城県県北教育事務所指導主事，平成2年4月，茨城県教育庁指導課指導主事，平成4年4月，東茨城郡茨城町立明光中学校教頭，平成6年4月，国立教育会館筑波分館主任研修主事，平成7年4月，国立教育会館筑波分館主任研修指導主事，平成8年4月，国立教育会館学校教育研修所主任研修指導主事，平成9年4月，水戸市立笠原小学校長，平成10年4月，茨城県教育庁指導課長補佐兼小中学校係長，平成11年4月，茨城県教育庁義務教育課副参事，平成13年4月，常陸太田市教育委員会委員（教育長）でございます。平成15年4月，茨城県教育庁教育次長，平成16年4月，水戸市立五軒小学校長，現在に至っております。

議員各位のご同意をよろしくお願い申し上げます。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

26番立原正一君。

〔26番 立原正一君登壇〕

26番（立原正一君） 26番立原正一でございます。ただいま市長より，助役選任についてのご提案がございました。私は，この件に関しまして，議会人といたしまして同意をする意味からも，お伺いをしたいと思っております。

ただいまの説明の中で，梅原勤さんは，教育学につきましては大変な実力家というふうに考えておりますが，中身を見ますと，太田市教育委員会委員，教育長といたしまして，2年間お勤めになられました。そして，戻りまして，県の職員といたしまして，次には水戸市の五軒小学校長に抜けたということで，現在に至っているというご説明がございましたが，私は，県の教育次長から学校の現場に戻った当時のことも伺っておりまして，よくわかってございます。

伺いますのが，先ほどの賛成・反対討論の中で，行政の難しさということが指摘されました。そういうところから考えまして，大久保市長は企業出身でございまして，行政についてはまだ非常に浅いんだろうと思っております。そういうことを考えまして，今回の教育関係を歩んだ方が助役ということになりますと，私ばかりじゃありませんけれども，梅原さんの同級等もたくさんおられまして，ご心配されているのは，太田の行政に対してどうなんだろうなということをお話しされる方も多々あります。

そういうところを考えまして，私もそのとおりに，本当に現在の太田市は財政も非常に厳しいし，健全な運営をしております。一般質問でもプライマリーバランスを聞きましたところ，黒字であるというお話も聞きましたが，その辺を考えますと，太田の行政につきましては，渡辺市長から大久保市長になりまして，大久保市長は借金を返せるというふうに行政に伝えているということでございますから，健全な運営の方向に向いているのはたしかでございます。

しかし、今回の助役の選定に関しまして、行政面に対するところをどう見込んで市長はご選任をされたのか、その点をお伺いしておきたいと思えます。お願いいたします。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 立原議員のご質問に答弁を申し上げます。

今、合併をしまして1年4カ月、常陸太田市は経過をしてまいりました。こういう中で、まだまだ調整項目、あるいはそれぞれの地域の特色を生かした行政基盤づくりということが急務となっているのはご案内のとおりであります。そんな中で、市民に対しましても、あるいは職員に対しても、その人選に当たりましては人格を重視すべきだという考えを持ちまして、この梅原さんの温厚な人格につきましては、教育長を務められた間におきまして、皆様ご案内のとおりでございます。

それから、もう1点、行政執行に当たりましては、常々私が申し上げております公正・公平な執行が必要であるということにかんがみまして、彼の持ちますバランス感覚に私は信頼を寄せた次第であります。

さらに、地方自治体がやっています上で、県とのある程度の人脈ということも必要だというふうに考えまして、教育関係ではございますが、これまで行政職にもあったということから、このご提案を申し上げた次第でございます。ご理解をいただきたいと思えます。

議長（生田目久夫君） ほかに質疑はありませんか。26番立原正一君。

〔26番 立原正一君登壇〕

26番（立原正一君） 皆さんご意見がないところを私1人が手を挙げておりまして、申しわけありません。（「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり）私は、ただいまの市長の答弁を聞いておりまして、市長は企業マンでございましたから、企業は人なりということは常にやっております、行政にも人格というふうな話が出ておりまして、茨城県には、当市出身の方で部長職を定年でやめる方もおります。しかし、大久保市長が選んだ方だということでお伺いしましたが、私も、議会人としての同意の中で参考にして、よく判断していきたいと考えております。ありがとうございました。

〔「反対と言ったんですか」などと呼ぶ者あり〕

26番（立原正一君） よく議事録を読めば録音されておりますから、それをよく聞いていただければわかると思えますが、議会人として同意を判断するためにお伺いしたということによっております。よく確認してください。

議長（生田目久夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（生田目久夫君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第51号常陸太田市助役の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号については原案同意することに決しました。

日程第3 議案第52号

議長（生田目久夫君） 次、日程第3、議案第52号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議案第52号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げ、ご審議を賜りたいと思います。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成18年3月24日提出、常陸太田市長名。

記、住所、常陸太田市白羽町1,382番地、氏名、関山繁、生年月日、昭和14年12月18日。

提案の理由でございます。人権擁護委員関山繁氏が平成18年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するため提案するものでございます。

次ページに関山繁氏の略歴を掲載してございますが、再任でございます。関山さんにおかれましては、平成15年7月から人権擁護委員をしております、現在に至っております。したがって、細かい略歴については説明を割愛させていただきます。

なお、人権擁護委員につきましては、合併をいたしまして、市の人口6万1人以上8万人未満の市におきましては、定数は10名ということでございます。今回の再任をもちまして、その定数どおり10名になることを申し添えます。よろしく願いいたします。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議長（生田目久夫君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第52号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号については原案同意することに決しました。

日程第4 議員提案第1号

議長（生田目久夫君） 次、日程第4、議員提案第1号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。58番萩谷俊昭君。

〔58番 萩谷俊昭君登壇〕

58番（萩谷俊昭君） 議員定数調査特別委員長の萩谷でございます。議長のお許しをいただきましたので、議員提案第1号についてご提案申し上げます。お手元に資料がございますので、ごらんください。

議員提案第1号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、常陸太田市議会議員の定数を定める条例（平成14年常陸太田市条例第25号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年3月24日提出。提出者、常陸太田市議会議員萩谷俊昭。賛成者、常陸太田市議会議員吉村誠、同じく木村徳二、同じく酒井勝、同じく平山伝、同じく平山英、同じく小林信房、同じく綿引義明、同じく小林一三、同じく小田部功、同じく立原正一、同じく小林英機、同じく茅根猛、同じく成井小太郎、同じく田尻求士、同じく高星勝幸。

提案理由、常陸太田市議会議員の定数を改正するため、本条例の一部改正を行うものである。

次のページを願います。常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、常陸太田市議会議員の定数を定める条例（平成14年常陸太田市条例第25号）の一部を次のように改正する。本則中22人を26人に改める。

次のページに新旧対照表がございます。ごらんいただきます。地方自治法第91条第1項の規定に基づき、常陸太田市議会議員の定数は、現行22人を改正案26人とするものであります。

前のページに附則がございます。この条例は、交付の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしく願います。終わります。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。65番宮田欣三君。

〔65番 宮田欣三君登壇〕

65番(宮田欣三君) お許しをいただきましたので、提案者に質疑をさせていただきたいと思います。

ただいまの提案内容については承知をいたしておりますが、過日お骨折りをいただきました16名の定数調査特別委員会の最終報告がございました。その中でも、26人という今回提案の事項についての報告と認識しておりますが、その際に、私は質疑をさせていただいております。

その1点は、今、地域の中での市民の皆さん、また、全国的に合併市町村のその後の議会のあり方ということについて、大変に関心が高まっておりますが、そういうことを含めて、正しく理解をしていかななくてはならないという思いから、前回の最終報告についても質疑をしたところであります。

一番最後の最終報告のところに、今回26人とした議員定数について、「次期改選後の議会においては、さらなる削減も検討せざるを得ない状況にあることを視野に入れ」というふうに記載されておりますことについて、確認をさせていただいたわけではありますが、私も16名の定数調査特別委員会については、現在私どもが、住民の皆さんから選ばれた責任において在任特例議会を構成して、そういう中での必要な調整事項ということなんであって、次期改選後の議会にまで条件をつけるようなことはいかがなものかということをご指摘をしたわけであります。

そういうことを含めまして、市町村合併についての、私は公費を使わせていただいて、各地区の調査をさせていただいておりますから、そういうことは皆さん方と一緒に論議をしながら、きちっと信頼をされる在任特例の議会らしくありたいと。決して特別委員会の審議内容がいかかという視点ではございません。折に触れて、第1回、第2回、第3回と、委員会の審査の経過等については資料をいただいておりますから、経過については、十分理解をしているところであります。何よりも現在の、第3回目の資料ですが、経常収支比率やら、また財政力指数やらという内容をご指摘はしませんが、そういうところを含めて、現在常陸太田市の定数条例は22名であるということの起点を考えれば、削減したという表現は当たりません。4名を増員したわけであると私は認識をしているわけであります。

したがって、66名の在任特例のこの議会構成からすれば、減らしたことにはなるでしょうが、この在任特例の議会というのは当然のこと、ご承知のとおり法定協議会で1号委員、2号委員、3号委員、4号委員は地域の代表5名が、それぞれ首長さんから委嘱をされた市民代表が入って、35名の法定協議会で協議をした結果、在任特例の議会で、全部の地区で住民の皆さんが選んだ議員がそっくり残って、合併後の新市建設計画、そして今策定をしているであろう新市の総合計画等について、各地区の細やかな意見が議会としての責任においてチェックできるようにという思いがありましたので、私どもはそういう住民の意思といいますか、住民の意思というのはなぜといいますと、35名で構成している法定協議会ですから、住民の皆さんの5名ずつ出ております4地区の代表、4×5の20名になりますから過半数を超えている、そういう状況で決めた在任特例ということを尊重して、私は賛成をしたわけであります。

それだけに、一般選挙後の任期中の議会とは違って、在任特例という重い責任を持っている我々議会でありますから、当然私も、皆さんもそうだと思いますけれども、地区の住民の皆さんから

公選法に基づいて選ばれたというプライドの中で、しっかりとその任期いっぱいの役割を果たさなければならないという思いで言っているわけであります。

仮に在任特例で任期が延びたという話もありますが、実際のところ、金砂郷地区の議員は1年近く任期は、本来の4年が3年ぐらいに縮まっているということもあります。私は、26名にすることは、現在の22名から4名プラスになったという視点でとらえれば、当然のこと、提案者においては、この後、4名ふえた部分の議員の報酬、議会の経費等については、下げるという提案をするのかどうか、その点をお伺いしたいということなんでしょう。

予算の特別委員会においても、しっかりと在任特例の責任を果たしたいということで、市長が言っております、まだ未調整の部分が64項目ありますということについて、我々は与えられた任期、19年4月30日までにしっかりと執行部に提案をしていただいて、整理をしていく責任があるという思いから申し上げているわけでありますから、ご理解をいただいて、どうも経費の増ということばかりを視点としてとらえられていると、26名にしたということの視点が削減という方向は私は違うという、そのところを申し上げて、提案者の考え方を伺いたいということであります。よろしくをお願いします。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。委員長。

〔58番 萩谷俊昭君登壇〕

58番（萩谷俊昭君） 宮田議員のご質問にお答えいたします。

我々調査特別委員会16名、6回かけまして、慎重に審議をしましてまいりました。与えられた職務は定数問題でございます。そのような中で、最終報告において、改選後もさらなる削減も検討せざるを得ないのではないかというような条文も入っています。しかし、これは、考えると確かに次回の方に足を踏み込んだような言葉になるかもしれませんが、ただし、次回は何人減らさなきゃならないというような人数は入っていません。やはり今後の太田市の人口、既に6万を切っております。さらに、財政指数、それから収支、支出の問題等、残りました4年間の中で、やはりこのようなことも視野に入れなければならないのではないかというような全員の意見のもとに、この条文が入ったわけでございます。別にこれにこだわるというようなことはございません。

それから、22名が26名になったのは、増員ではないかということでございますが、人口4万の時代に22名でございます。ただ、今度は5万から30名という法定数が、合併してできました。そのような法定数からいきまして、4名の減というふうに算定をしたわけでございます。現在の審議に入ります前に、現在の今までの太田市の条例でいいかどうか、こういうことも検討しました。旧太田市の22名でいいかどうか、これも一番最初に協議をいたしました。しかし、やはり6万になった人口の中で幅広く市民の声を聞くのには、もう少しの幅が必要ではないかということで、法定数まではいなくても、やはり議会が納得し、市民が納得するような議員の定数というものを真に求めて、26名という線に合わせたわけでございます。

それから、旧太田市の22名に対して4名の増で、その議員報酬を下げる、そのようなご意見が出たかということでございますが、我々は、先ほども申しましたように、行財政改革の特別委員会であれば、そこまで踏み込んだかもしれません。しかし、議員定数調査特別委員会でごい

ますので、財政面につきましては触れません。ただ、単純に計算しますと、旧太田市に比べますと年間2,500万ぐらいの増にはなりますけれども、それはあくまでも報酬審議会の方で検討する問題でございまして、委員会としては細目については検討いたしません。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） ほかに。65番宮田欣三君。

〔65番 宮田欣三君登壇〕

65番（宮田欣三君） 最大関心事でありますから、いろいろな角度からご指摘をして、正しく市民の皆さんに説明責任を果たしたいという思いでありますから、仮に旧太田地区22名であったというお話もありましたが、あんまり細かく言うつもりはありません。つまり法定の6万2,000,30名以内という自治法の規定に基づくとということならば、12月1日の合併日に選挙ができるような方法をとることとということがありますが、在任特例でその後のということできめ細やかな各議員の意見提言をすべきだという市民の皆さんの声を受けて、在任特例になっているということをまず理解していただくということであります。

それと同時に、22名というのは旧太田地区の条例じゃありません。12月1日からは新市の議員定数条例として生きているわけでありますから、合併の方式は編入方式でありますから、常陸太田市の条例は、新市の条例になって生きているという、その視点を重く受けとめてくださいということで、一々細かいことを申し上げません。ただ、どうも短絡的に、報酬ばかりに話題が行く可能性を、私はやはり議員の選ばれたという視点から、任期いっぱい前向きに市民の立場に立って、皆さんと一緒に役割を果たさせていただきたくという思いから、1日もおろそかにはできないという認識で、お伺いをさせていただきました。ありがとうございました。

議長（生田目久夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（生田目久夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（生田目久夫君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これで討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） 採決をいたします。

お諮りをいたします。

議員提案第1号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提案第1号については、原案可決することに決しました。

日程第5 議員提案第2号

議長（生田目久夫君） 次、日程第5、議員提案第2号政治倫理に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。66番酒井勝君。

〔66番 酒井勝君登壇〕

66番（酒井勝君） お手元に配付されてあります議員提案第2号について、朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第2号政治倫理に関する調査特別委員会の設置について、上記について、別紙のとおり、常陸太田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。平成18年3月24日提出、提出者、常陸太田市議会議員酒井勝。賛成者、常陸太田市議会議員綿引義明、同じく藤田五郎、同じく宮田欣三、同じく平山伝、同じく天木元、同じく平山英、同じく高木将、同じく梶山昭一、同じく井坂勝安、同じく小田部功、同じく黒沢義久、同じく後藤守、同じく石崎拓也。

提案理由、政治倫理条例制定に向けて調査・研究を行うため、本委員会の設置について提案するものである。

次のページを願います。政治倫理に関する調査特別委員会の設置について、常陸太田市議会委員会条例第6条の規定により、20人の委員をもって構成する「政治倫理に関する調査特別委員会」を設置し、政治倫理条例についてを付託の上、調査・研究が終了するまでの間、閉会中も継続して協議を行うものである。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議長（生田目久夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（生田目久夫君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第2号政治倫理に関する調査特別委員会の設置については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については原案可決することに決しました。

お諮りをいたします。

ただいま設置されました政治倫理に関する調査特別委員会については、委員会条例第7条第1項の規定により、益子慎哉君、深谷秀峰君、平山晶邦君、豊田吉三君、田尻求士君、川又照雄君、後藤守君、茅根猛君、興野勉君、矢部正心君、梶山昭一君、川上和衛君、岩間国高君、高木将君、成井一夫君、宇野隆子君、平山英君、小祝隆雄君、天木元君、木村徳二君、以上20人を指名いたしますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました20人を政治倫理に関する調査特別委員会の委員に選任することに決しました。

議長（生田目久夫君） この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後0時02分再開

議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告をいたします。

委員長 木村徳二君 副委員長 天木元君

以上であります。

日程第6 所管事務調査について

議長（生田目久夫君） 次、日程第6，所管事務調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしております総務委員会，文教民生委員会，産業水道委員会，建設委員会，議会運営委員会から，それぞれ閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員会の申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって，各委員会の申し出のとおりと決しました。

追加日程 議員提案第3号

議長（生田目久夫君） お諮りをいたします。

ただいま，議員提案第3号森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し 議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって，議員提案第3号を日程に追加し，議題といたします。

議案を配付いたします。

〔議案配付〕

議長（生田目久夫君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 配付漏れなしと認めます。

議員提案第3号について，提案理由の説明を求めます。65番宮田欣三君。

〔65番 宮田欣三君登壇〕

65番（宮田欣三君） お許しをいただきましたので，議員提案第3号についてご提案申し上げます。

朗読をもって提案をさせていただきます。

議員提案第3号森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める意見書の提出について，上記について別紙のとおり決議し，地方自治法第99条の規定により，政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成18年3月24日提出。提出者，常陸太田市議会議員宮田欣三。賛成者，常陸太田市議会議員梶山昭一，平山伝，井上正重，吉村誠，片野宗隆，中嶋満，永井猛，矢部正心，小林英機，川又照雄，成井小太郎，大森康多，田所美朗，豊田吉三，益子慎哉，以上，賛成者についても常陸太田市議会議員であります。よろしくお願いします。

提案理由。国においては，森林及び林業に関する施策の充実並びに財源確保をされるよう，意見書をもって要望するものであります。

森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める意見書（案）。地球温暖化防止を掲

げて昨年2月に発効した「京都議定書」において、我が国は温室効果ガスを6%削減することを国際社会に約束した。このうち、我が国の森林には、吸収源として3.9%の削減が課せられているが、これを確実なものとするためには、「森林・林業基本計画」に基づく計画的な森林整備などの吸収源対策の推進が必須である。

ところが、我が国の森林・林業・木材産業の現状を見ると、国産材の需要及び木材価格の長期的な低迷や、林業労働力の減少等により、林業生産活動は停滞し、間伐を初めとする森林の管理が行き届かず、その結果として山地災害が多発しており、このままでは二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、国土を保全し国民の安全な暮らしを守るといった役割を果たすことができなくなることが懸念される。

また、違法な森林伐採の阻止は、昨年7月のグレンイーグルスサミットで合意されたところであるが、違法伐採は森林の減少・劣化を招き、地球温暖化を加速させるほか、違法伐採による木材が市場に流通することで、我が国でも健全で持続可能な森林経営が阻害されており、その対策は喫緊の課題である。

以上のように、我が国の森林・林業・木材産業が厳しい環境に置かれている現状や、森林が公益的機能を有する社会的資産であることを踏まえ、平成19年度予算において、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記、1、「森林・林業基本計画」に基づく森林の整備・保全及び山地に起因する災害を防ぐための治山対策を推進し、あわせて「緑の雇用」事業による人材の育成及び確保を支援すること。2、伐採の長期化に伴う森林経営の実態に即した借りかえ融資制度の創設など、森林・林業・木材産業の再生に向けた施策を展開し、さらには、地域林業の担い手としての林業公社に対する支援措置を強化すること。3、持続可能な森林経営の推進に支障となる違法伐採を防止するため、原産地等表示木材を普及・推進し、あわせて消費者へ情報提供すること、国際的にはWTO林産物関税の堅持により、違法伐採木材の輸入阻止を図ること。4、地球温暖化防止対策を確実に推進するため、環境税の創設により安定的な財源を確保し、その用途に森林吸収源対策、木材利用の推進を位置づけること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成18年3月24日、常陸太田市議会。提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。54番宇野隆子君。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。議員提案第3号森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める意見書の提出についてということで、委員長にお伺いをいたしたいと思っております。

この意見書案の中身ですけれども、この中に、我が国の森林・林業・木材産業の現状というこ

とで問題点が挙げられております。全くそのとおりだと思います。そして、国において、この4項目を要望しておりますが、これらも1項目ごとに大事な内容だと思います。意見書の提出については賛成をいたしますけれども、委員会でどのような審議がなされたのか伺いたいと思います。

本市の森林の面積が2万3,900平方メートルと。そのうち3分の2に当たるかと思えますけれども、1万5,700平方メートルが民有林、そして、国有林として8,200平方メートルほどあるわけです。

私は、本市の林業が長期にわたる、この案の中にも書かれておりますけれども、木材価格の低迷等から林業の従事者が減少、高齢化し、間伐などの手入れが行き届かないという現状は、もとはといえば、やはり歴代自民党政府が進めてきた施策にその大半の要因があると思うわけです。基本的には、やはり国の政策の転換なしに森林・林業の再生はあり得ないと考えております。

また、調べましたら、日本政府の地球温暖化対策推進大綱の対策ですけれども、2012年までの二酸化炭素削減目標4,530万トン削減の達成に、2,100万トンが不足するという見通しであります。しかし、日本経団連とか経済界は、今、環境税の創設ということであらうと思っておりますけれども、この環境税導入に反対という立場をとっているわけです。私はこういう意味から、企業の責任という意味で、こういう新たな環境税の創設はやはり必要なことだとは思っています。

先に申し上げました、やはり自民党政府のこれまでの責任と、基本的には政策の転換なしに、いろいろ当面必要な内容の項目もありますけれども、しっかりした国土の保全、水源の涵養、それから生産する担い手ですね、こういったことをしっかりと育成していくためにも、意見書の中身にやはり国の責任ということを入る必要があるのではないかなと、こういう部分についてどのように審議されたのか。いろいろこの中にも、森林・林業基本計画というようなことも、それから緑の雇用とかありますけれども、このあたりについてどのような内容でお話しされたのか。また、政府の責任等々も1項目入れるべきではないかというふうに考えますけれども、ご意見をお伺いいたしたいと思っております。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。65番宮田欣三君。

〔65番 宮田欣三君登壇〕

65番（宮田欣三君） お答えをいたします。

冒頭に申し上げますが、委員会の審査、請願につきましては、きょうの日程の冒頭に、委員会で慎重審議の結果、採択することに決しましたという同意をいただきました。したがって、私はその結果を受けて、提案者として今、議員提案第3号で提案しておりますから、委員会の審査の中身ということは委員長報告のときに聞いていただくのが会議のルールだろうと私は認識しておりますが、答えませんということじゃありませんから、その点は十分やはり理解をしておいていただきたいというふうに思います。

そこで、自民党政府云々が出ましたけれども、私も自民党員です。そして、これまでの議員の発言の中にあつた、国の責任、国の支援のあり方ということについては、森林の大事さを考えることは議員と同じ考えですから、財源確保ということについては、国の責任ということをご一緒と一緒に、この提案を、意見書を採択・可決いただいた後には、各同じ傾向の意見書を採択可決

をしている議会の皆さんと一致協力して、国の方へ行動をしたいと思っております。

ちなみに、この財源確保を求める請願関係については、日立市では、3月15日に意見書を採択されております。北茨城市は、陳情ということで現在継続審査中、高萩市においては、3月6日に採択されております。常陸大宮市においても3月14日、大子町においても3月17日に意見書採択になっているということでもありますから、採択された議会の皆さんとは連携をしながらこれからの行動をし、政府に強い行動を求めていきたいと。

ちなみに、では茨城県議会はどうかということで一緒にご説明をしますと、平成17年、2005年12月13日に予算決算特別委員会でこの関係についての質疑がなされて、知事答弁もあります。細かいことは申し上げませんが、もし参考にされるようでしたらば、私、調べてありますから、それを見ていただきたい。

その結果を受けて、17年12月16日に、森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める意見書ということで、大筋私どもで提案をさせていただいております意見書と同様のものが、県議会では各派賛成をいただいて、意見書が議決されているということもお伝えをいたします。自民党だけじゃありません。そのことを伝えておきます。

それから、森林・林業基本計画の計画書をいただいて、内容をチェックしてありますから、これに基づく内容をぜひお読みいただいて、一緒に国へ向かったアクションをお願いしたい。関連しますから、緑の雇用等の担い手の定着促進と山村再生ということについても、具体的な実施事業主体として、都道府県、市町村、民間団体等の2分の1の補助率で、こういうことを充実してほしいという中身も十分認識をしております。

担い手育成対策事業やら、そして、関心を持たれるでありましょう環境税の具体案であります。これは、環境税そのものがそもそも目的税としての位置づけで、農水省にしっかりと林野の関係を整理していただくようにということで、仮に税収という形のものででき上がれば、その用途についてもいろいろな内容が整理をされているということも、紹介議員を含めまして、請願の資料等については精査をして、皆さん方に賛同をいただくべく提案をさせていただいているということで、森林環境税につきましても、都道府県の中では、高知県が県として森林環境税を条例化しているということも加えてお伝えをし、議員ご指摘の国の責任ということで、我が国の森林環境をどう確保していくかは、国際的に約束をした京都議定書の最大責任を一緒に果たさせていただくという思いで、とりあえず、この意見書については、内容をご理解いただきながらご賛同をいただくようお願いを申し上げまして、お答えとさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（生田目久夫君） ほかに質疑はありませんか。54番宇野隆子君。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 委員長からのお答え、ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、当市の面積ですけれども、その67から68%を森林が占めているわけですね。そういう中では、当市におきましては、本当にこの4項目というのは大事なことでありますし、この中で、平成19年度予算等においてということで4つ項目を挙げている

わけですね。ですから私は、この予算等においてやはり国は責任を持ってということで、ひとつやはりきちんと入れるべきではないかと、これを提案いたしまして、委員長への質疑を終わりにいたします。

議長（生田目久夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議長（生田目久夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（生田目久夫君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第3号森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については原案可決することに決しました。

議長（生田目久夫君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のあいさつを願います。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成18年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、3月8日から本日まで17日間の会期でございました。この間、平成18年度の予算を初め、各条例の制定、あるいは一部改正・廃止、規約の一部改正、地方公共団体の数の減少、各会計の補正予算、そして、本日提案をいたしました助役選任並びに人権擁護委員選任の人事案件を加えまして、合計52件について原案のとおり可決、同意をいただき、ありがとうございました。議員の皆様のご慎重で熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げ、御礼を申し上げます。

審議の過程におきまして、市政全般にわたります当市の課題や新年度の施策等について、ご意見やご提言をいただきました。これらにつきましては十分に参酌し、配慮してまいりたいと存じます。特に平成18年度予算の執行につきましては、経済情勢や国・県の施策の動向に注視しながら、施政方針に基づきまして適正な執行に努めてまいります。

この際、あらかじめご了承いただきたいことがございます。それは、平成17年度の一般会計予算並びに市税条例、都市計画税条例及び国民健康保険条例等の一部改正についてであります。補正予算につきましては、特別交付税の確定及び市債の変更などにかかわるものでございます。また、現在国会で審議中であり、この年度末に成立が見込まれております地方税法の改正に伴うものとしたしまして、市税条例等につきましては、個人住民税にかかわる非課税措置及び固定資産税、都市計画税の土地にかかわる負担調整措置の改正などがございます。国民健康保険税につきましては、急激な国民健康保険税負担の緩和策としての、公的年金等、控除の見直しにかかわる経過措置及び介護納付金課税限度額の改正等によるものでございます。

いずれも、年度末に法案が成立し、新年度より施行される予定でございますため、議会を招集するいとまがないことが見込まれますので、これを専決処分によって処置させていただきたいと思っております。あらかじめご了承を賜りますようお願い申し上げます。

次に、関収入役につきましては、今月31日をもちまして、任期満了に伴い退任することになりましたので、ご報告申し上げます。関収入役は、昭和31年に奉職されまして、今日まで市職員として、また収入役といたしまして、2期8年にわたり地方行政の第一線でご活躍をされ、特に出納機関の責任者として、適正な会計事務の執行に努められてまいりました。健全な財政運営にご尽力をいただきましたことに感謝を申し上げ、皆様にご報告を申し上げる次第でございます。

議員の皆様には、時節柄ご自愛をいただきまして、市政の円滑な運営のためになお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（生田目久夫君） ここで、収入役関勇君からの発言の申し出がありましたので、これを許します。収入役関勇君。

〔収入役 関勇君登壇〕

収入役（関勇君） 大変お疲れのところ貴重な時間を割いていただき、恐縮に存じます。退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月31日をもちまして任期満了となり、収入役を退任することになりました。2期8年間にわたり、議員の皆様方には公私ともに温かいご支援・ご指導をいただき、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

職務の執行に当たりましては、公正な歳入歳出の確保と、公金の安全な運用・管理を念頭に、職員の皆様のご協力をいただき、取り組んでまいりました。その間には、議員の皆さんにも大変ご心配をいただきましたペイオフの解禁、あるいは合併による短期間での会計事務の調整や打ち切り決算、その後の資金管理など不透明な部分もあり、緊張や心配もしましたが、議会、執行部の適切なお配慮もあり、大きな問題もなく対処できたことは大変ありがたく、強く印象に残っ

ております。

新しい市の誕生により，市政の展開や，安心安全，そして元気なまちづくりに対する市民の皆さんの期待が一段と高まっております。これらの負託に十分に答えられるよう，議員の皆様の一層のご活躍を心から祈念をいたしまして，退任のあいさつといたします。

長い間，本当にありがとうございました。（拍手）

議長（生田目久夫君） 今期定例会は，3月8日から本日まで17日間，議員各位には，本会議，委員会を通し慎重にご審議を賜り，議事運営にご協力をくださいましたことに心から感謝を申し上げます。

以上をもって，平成18年第1回常陸太田市議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後0時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等委員会付託表

平成18年3月10日

委員会名	日時	場所	付託議案等
総務委員会 (13件)	3月16日 午前10時	全員協議会室	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第22号 議案第27号 議案第28号 議案第29号
文教民生委員会 (10件)	3月16日 午後2時	全員協議会室	議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第24号 議案第25号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第35号 議案第36号

委 員 会 名	日 時	場 所	付 託 議 案 等
産業水道委員会 (12件)	3月17日 午前10時	全員協議会室	議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第26号 議案第38号 議案第39号
建設委員会 (4件)	3月17日 午後2時	全員協議会室	議案第23号 議案第33号 議案第34号 議案第37号
予算特別委員会 (11件)	3月20日 午前10時 3月22日 午前10時	全員協議会室	議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号

平成18年第1回常陸太田市議会定例会請願文書表(第1号)

平成18年3月10日

受理 番号	受 理 年月日	件 名 及 び 要 旨	提出者氏名	紹介議員	付 託 委員会
1	H18.3.3	<p>森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める請願</p> <p>森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める意見書を政府及び関係機関に送付されるよう請願いたします。</p>	<p>請願者 茨城県水戸市 笠原町978-7 全林野関東地方本部茨城分会 執行委員長 長嶋 正明</p>	<p>酒井 勝 平山 英 小林 信房 綿引 義明 小田部 功</p>	産業水道

平成18年第1回常陸太田市議会定例会
一般質問発言通告者及び発言要旨

平成18年3月13日

通告順	通告者	発言要旨	答弁を 求める者
1	立原 正一	1. 市長施政方針全般について 2. 平成18年度予算編成について 3. 茨城県合併市町村幹線道路緊急整備支援事業について 4. 平成18年度職員採用について 5. 職員の定員管理の適正化について 6. 嘱託職員の削減について 7. 少子化対策について 8. 里川西部県営圃場整備完了地区の土地利用について 9. 産業廃棄物違法焼却及び不法投棄について 10. 県道日立・笠間線の推進動向について 11. 常陸太田市台地商店会への核施設について 12. 常陸太田市学習塾の現状について 13. 公共事業の全一般競争入札制度化について 14. 財政の健全化について	市長 教育長 関係部長
2	益子 慎哉	1. 常陸太田市行政改革大綱について (1) 達成目標, 行程表などの提示について (2) 本所, 支所の事務機能の分担について (3) 職員研修について (4) 地域協働の推進について 2. 本市の農業について (1) 特色ある農産物の生産について (2) 地産地消について (3) 担い手について	市長 関係部長
3	川又 照雄	1. 農業問題について (1) 集落営農について (2) 圃場整備について (3) 耕作放棄地拡大防止対策について	市長 教育長 関係部長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
3	川又 照雄	2．環境問題について (1) 不法投棄の現況について (2) 不法投棄の防止策について (3) ごみ有料化と収集について 3．公民館について (1) 公民館活動について (2) 運営組織について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
4	菊池 伸也	1．非常勤特別職報酬の郵便局口座振り込みについて 2．環境問題の取り組みについて (1) 環境に配慮したエネルギーの利用促進について (2) 生活排水対策について (3) 不法投棄対策について	市 長 収 入 役 関 係 部 長
5	平山 晶邦	1．常陸太田市の環境行政について (1) 基本的考え方と方針について (2) 山林の保護と諸政策について (3) 河川の維持と水質保全対策について(下水道事業の計画と進捗状況と今後の計画について) (4) 宮の郷工業団地に対する誘致企業の考え方について	市 長 関 係 部 長
6	田所 美朗	1．常陸太田市行政改革大綱について 2．高齢者の生きがい対策の取り組みについて 3．未利用市有地の現状と今後の取り組みについて 4．地域資源を生かした地域活性化の推進について	市 長 関 係 部 長
7	梶山 昭一	1．自主財源の確保について 2．地方分権と行政体制の整備について 3．イベントについて 4．幼保一元化について 5．瑞竜山墓所の文化財指定について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
8	大森 康多	1．身障者の福祉行政について (1) 授産施設の現状とサービス提供について (2) 障害者の就労支援について 2．里美高齢者生産活動センターのありようについて	市 長 関 係 部 長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
8	大森 康多	<p>3. 道路行政について</p> <p>(1) 主要地方道(北茨城大子線)整備促進について、 また、これらの整備促進を図るためには関係市町との一体性を図るべきと思うが、取り組みについて</p> <p>(2) 市道(岡見線)の計画的維持補修について</p> <p>(3) 小妻地区(ふるさと農道)整備について</p> <p>(4) 自然に優しい道づくり推進について</p> <p>4. 太陽光発電など自然に優しいエネルギー活用推進について</p> <p>5. 畜産行政について</p> <p>(1) 畜産の生産基盤強化支援について</p> <p>(2) 乳、肉用牛の産地化推進について</p> <p>(3) 肉用牛特別導入「高齢者肉用牛貸付制度」事業について</p>	市長 関係部長
9	深谷 秀峰	<p>1. 施政方針について</p> <p>2. 放課後児童クラブ(学童保育)について</p> <p>3. 地域審議会について</p>	市長 関係部長
10	成井小太郎	<p>1. 都市計画区域について</p> <p>2. 上水道事業及び簡易水道事業の計画について</p>	市長 関係部長
11	木村 徳二	<p>1. 常陸太田市行政改革大綱についての考察</p> <p>(1) 常陸太田市の環境について</p> <p>行政改革の基本理念及び組織機構について</p> <p>地方公社の経営健全化について</p> <p>職員管理の適正化、給与の適正化について</p> <p>公共工事について</p> <p>2. 平成18年度予算編成の基本理念について</p> <p>(1) 市長の政治理念とする行政の無駄の排除と効率的行財政改革を如何に予算面で表現できたかについて</p>	市長 関係部長
12	山口 恒男	<p>1. 安全対策について</p> <p>(1) 子どもの安全について</p> <p>(2) 救急体制について</p>	市長 教育長 関係部長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
1 2	山口 恒男	2 . 高齢者対策について (1) 施設の拡充について 3 . 市民の声について (1) 市民アンケートについて (2) 各種市民議会について (3) 市報について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
1 3	宮田 欣三	1 . 中心市街地活性化基本計画策定について (1) 実施計画への考え方について 2 . 街なみ環境整備事業について (1) 修景助成等実績と成果について (2) 事業期間と事業経費の今後の見込について (3) 整備方針 (区域) の変更について 3 . コミュニティゾーン形成事業の成果について (1) 旧消防庁舎跡地の利用について (2) 栄町広場管理運営について 4 . 日立都市計画下水道排水計画区域の変更とその工事 実施について 5 . 農用地利用計画変更について (1) 大里地区開発行為に関連する水道等の関係につ いて 6 . 教育の振興 (幼児教育) について (1) 金砂郷地区幼稚園・保育所の一体化についての成 果は (2) 保育料等について 7 . 道路整備について (1) 各路線 (新宿西宮線 , 磯部天神林線 , 日立笠間線 木崎トンネル , 瑞竜増井地区 2 9 3 号バイパス) 整 備の現況と見通しについて	市 長 教 育 長 関 係 部 長
1 4	宇野 隆子	1 . 市長の施政方針について 2 . 入札制度の改革と公契約条例について 3 . P C B 廃棄物処理施設計画の問題について 4 . 幼稚園給食の問題点と今後の計画について 5 . 就学援助制度について	市 長 教 育 長 関 係 部 長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
1 4	宇野 隆子	6 . 介護保険料の大幅引き上げ問題について 7 . 放課後児童クラブ等 , 子育て支援について 8 . グリーンツーリズムと里山づくりについて	市 長 教 育 長 関 係 部 長

平成18年3月2日

常陸太田市議会議長 生田 目久夫 殿

常陸太田市議会議員定数調査特別委員会
委員長 萩谷 俊昭

常陸太田市議会議員定数調査特別委員会最終報告書

本特別委員会に付託されておりました「常陸太田市議会の議員の定数について」の審査の経過及び結果についてご報告いたします。

平成11年7月に成立した地方分権一括法において、地方自治法が改正され、議会議員の定数を条例で定めることとなり、平成15年1月1日から施行され、現在の「常陸太田市議会議員の定数を定める条例」は、定数22人となっております。

こうした中、当市は、平成16年12月1日の合併により、人口は約62,000人となり、議員数は合併特例法の在任特例により現員66人であります。議会の議員の定数は、地方自治法上、人口5万以上10万未満の市の場合、30人を超えない範囲内で定めることとなっており、平成19年4月30日の任期満了を控え、議員定数調査特別委員会を設置し慎重に検討を重ねてきたところであります。

検討資料としては、「全国市議会議長会の議員定数に関する調査」、「全国同規模市の調査（人口5万から13万人程度まで）」、「県内合併市町の状況調査」等の資料を基に、分析調査を行いました。県内合併市町の調査では、人口、議員定数と削減状況、報酬額、議員1人当たりの人口、財政力指数、一般会計予算などについても参考にいたしました。この中で、特別委員会で検討中あるいは検討する予定のある市が本市を含め3市、合併協議会の中で議員定数を協議済である市が10市となっている状況であります。

12月14日の第4回特別委員会の中で、法定数上限30人については削減する方向で一致しましたが、何名削減するかについては意見が分かれ、12月20日の定例会本会議の中間報告書においては、現在の常陸太田市議会の議員の定数22人を、24人から28人の間で調整するとの報告を行ったところであります。

2月21日の第5回特別委員会の審議では、定数28人とする委員からは、「旧常陸太田市の人口が4万人で定数22人、合併して旧町村の人口が2万人増えた中では、地域性等を考慮すると相応である」との意見が出されました。

また、定数を26人とする委員からは、「次期改選後の議会では、24人とすることも考慮し

なければならないが、急激な議員数の減少は、合併後間もない中で市民の声の反映、地方分権への対応、行政チェック機能の低下が懸念される」などの意見が出されました。

さらに、定数を24人とする委員からは、「長引く経済不況のもと、民間に限らず市執行部も、国の三位一体の改革の中で行財政改革に積極的に取り組み、官民とも痛みを伴った対応をしている状況も踏まえ、議会としても、民意の反映に支障を来たさない範囲での削減はやむを得ない」などの意見が出されました。

このような議論の末、市執行部の行財政改革への真剣な取り組みや合併の趣旨を基本としながらも、本市の抱える地勢等を考慮し、これまでに述べた各種状況を総合的に検討した結果、民意が十分に反映できる議員数は必要であるとの意見で一致し、市民の理解は得られるものとの判断から、調査・検討を終了し、採決して決定すべきものと判断いたしました。

委員会での採決は、全会一致を基本に各委員の協力をお願いしていたことから、委員会採決の結果、全会一致で定数を26人とする事とし、次の一般選挙から適用すべきであるとの結論に達した次第であります。

今後は、3月10日の特別委員会で「常陸太田市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」の手續の確認を行い、3月24日の最終日に、議員提案し、本特別委員会を終了すべきものであると決したところであります。

最後に、今回の調査内容は議員定数に限ったものでありましたが、今後のさらなる議会改革を目指すためにも、最も重要なことは日々の研鑽・資質の向上であり、これは、現職議員である我々のみならず、将来にわたり議員に課せられた使命であります。

我々の活動には、行政の監視にとどまらず、積極的な政策提言や地方分権への対応が求められ、議会の果たすべき役割が従来にも増して拡大してきている状況にあります。そういう中で、議員自らが資質の向上を図るとともに、民意の反映に最大限努力し、その結果として、議員並びに議会に対する市民の期待が高まり、信頼される議会となるよう努めなければなりません。

なお、審議の過程で出されましたように、今回26人とした議員定数についても、次期改選後の議会においては、さらなる削減も検討せざるを得ない状況にあることを視野に入れ、より一層の自己研鑽と、議会の活性化を図る必要があることを付記し、議員定数調査特別委員会の最終報告といたします。

平成18年3月16日

常陸太田市議会議長 生田 目久夫 殿

総務委員長 黒 沢 義 久

総 務 委 員 会 審 査 報 告 書

平成18年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第1号	常陸太田市移動通信用鉄塔施設整備事業 分担金徴収条例の制定について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第2号	常陸太田市国民保護対策本部及び緊急対 処事態対策本部条例の制定について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第3号	常陸太田市国民保護協議会条例の制定に ついて	原案可決 すべきも のと決定	
議案第4号	常陸太田市個人情報保護条例の一部改正 について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第5号	常陸太田市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正について	原案可決 すべきも のと決定	

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議 案 第 6 号	常陸太田市特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例の一部改正 について	原案可決 すべき ものと決定	
議 案 第 7 号	常陸太田市職員の給与に関する条例の 一部改正について	原案可決 すべき ものと決定	
議 案 第 8 号	常陸太田市手数料条例の一部改正につ いて	原案可決 すべき ものと決定	
議 案 第 9 号	常陸太田市危険物の規制に関する手数料 条例の一部改正について	原案可決 すべき ものと決定	
議 案 第 2 2 号	常陸太田市駐車場設置及び管理に関する 条例の一部改正について	原案可決 すべき ものと決定	
議 案 第 2 7 号	茨城県市町村総合事務組合を組織する地 方公共団体の数の減少について	原案可決 すべき ものと決定	
議 案 第 2 8 号	茨城租税債権管理機構規約の一部改正に ついて	原案可決 すべき ものと決定	
議 案 第 2 9 号	平成17年度常陸太田市一般会計補正予 算(第6号)について	原案可決 すべき ものと決定	

平成18年3月16日

常陸太田市議会議長 生田 目久夫 殿

文教民生委員長 高木 将

文教民生委員会審査報告書

平成18年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査結果	意見および要望
議案第10号	常陸太田市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第11号	常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第12号	常陸太田市介護保険条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第24号	常陸太田市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第25号	常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第30号	平成17年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第31号	平成17年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算(第2号)について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第32号	平成17年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第3号)について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第35号	平成17年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第36号	平成17年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決 すべきも のと決定	

平成18年3月17日

常陸太田市議会議長 生田 目久夫 殿

産業水道委員長 宮田 欣三

産業水道委員会審査報告書

平成18年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条及び第136条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第13号	常陸太田市中心企業事業資金融資あっせん 条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第14号	常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管 理に関する条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第15号	常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管 理に関する条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第16号	常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び 管理に関する条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第17号	常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管 理に関する条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第18号	常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第19号	常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第20号	常陸太田市西金砂そばの郷,西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第21号	常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第26号	常陸太田市水府地区特定農山村総合支援基金の設置,管理及び処分に関する条例の廃止について	原案可決すべきものと決定	
議案第38号	平成17年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきものと決定	
議案第39号	平成17年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきものと決定	
請願第1号	森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める請願	採 択 すべきものと決定	

平成18年3月17日

常陸太田市議会議長 生田 目久夫 殿

建設委員長 後藤 守

建設委員会審査報告書

平成18年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査結果	意見および要望
議案第23号	常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第33号	平成17年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第5号)について	原案可決すべきものと決定	
議案第34号	平成17年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきものと決定	
議案第37号	平成17年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきものと決定	

平成18年3月22日

常陸太田市議会議長 生田 目久夫 殿

予算特別委員長 天 木 元

予 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

平成18年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第40号	平成18年度常陸太田市一般会計予算 について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第41号	平成18年度常陸太田市国民健康保険 特別会計予算について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第42号	平成18年度常陸太田市老人保健特別 会計予算について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第43号	平成18年度常陸太田市介護保険特別 会計予算について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第44号	平成18年度常陸太田市下水道事業特 別会計予算について	原案可決 すべきも のと決定	

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第45号	平成18年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第46号	平成18年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第47号	平成18年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第48号	平成18年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第49号	平成18年度常陸太田市水道事業会計予算について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第50号	平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について	原案可決 すべきも のと決定	

森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める意見書

地球温暖化防止を掲げて昨年2月に発効した「京都議定書」において、我が国は、温室効果ガスを6%削減することを国際社会に約束した。このうち、我が国の森林には吸収源として3.9%の削減が課せられているが、これを確実なものとするためには、「森林・林業基本計画」に基づく計画的な森林整備などの吸収源対策の推進が必須である。

ところが、我が国の森林・林業・木材産業の現状をみると、国産材の需要及び木材価格の長期的な低迷や林業労働力の減少等により、林業生産活動は停滞し、間伐をはじめとする森林の管理が行き届かず、その結果として山地災害が多発しており、このままでは二酸化炭素吸収源としての役割はもとより、国土を保全し国民の安全な暮らしを守るという役割を果たすことができなくなることが懸念される。

また、違法な森林伐採の阻止は、昨年7月のグレンイーグルスサミットで合意されたところであるが、違法伐採は、森林の減少・劣化を招き、地球温暖化を加速させるほか、違法伐採による木材が市場に流通することで、我が国でも健全で持続可能な森林経営が阻害されており、その対策は喫緊の課題である。

以上のように、我が国の森林・林業・木材産業が厳しい環境におかれている現状や、森林が公益的機能を有する社会的資産であることを踏まえ、平成19年度予算等において、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「森林・林業基本計画」に基づく森林の整備・保全及び山地に起因する災害を防ぐための治山対策を推進し、併せて「緑の雇用」事業による人材の育成及び確保を支援すること。
- 2 伐採の長期化に伴う森林経営の実態に即した借り換え融資制度の創設など、森林・林業・木材産業の再生に向けた施策を展開し、更には地域林業の担い手としての林業会社に対する支援措置を強化すること。
- 3 持続可能な森林経営の推進に支障となる違法伐採を防止するため、原産地等表示木材を普及推進し、併せて消費者へ情報提供すること。国際的には、WTO林産物関税の堅持により違法伐採木材の輸入阻止を図ること。
- 4 地球温暖化防止対策を確実に推進するため、環境税の創設により安定的な財源を確保し、その用途に、森林吸収源対策、木材利用の推進を位置づけること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 3 月 24 日

常陸太田市議会

平成18年3月16日

常陸太田市議会議長 生 田 目 久 夫 殿

総務委員長 黒 沢 義 久

所 管 事 務 調 査 に つ い て

本委員会は、下記のとおり所管事務について調査することに決定しましたから、会議規則第98条の規定により通知します。

記

1 事 項

- (1) 行財政について
- (2) 消防行政について
- (3) その他

2 目 的

上記事項について、先進都市の状況を調査する。

3 期 日

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

平成18年3月16日

常陸太田市議会議長 生 田 目 久 夫 殿

文教民生委員長 高 木 将

所 管 事 務 調 査 に つ い て

本委員会は、下記のとおり所管事務について調査することに決定しましたから、会議規則第98条の規定により通知します。

記

1 事 項

- (1) 教育行政について
- (2) 福祉行政について
- (3) 市民生活行政について

2 目 的

上記事項について、先進都市の状況を調査する。

3 期 日

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

平成18年3月17日

常陸太田市議会議長 生 田 目 久 夫 殿

産業水道委員長 宮 田 欣 三

所 管 事 務 調 査 に つ い て

本委員会は、下記のとおり所管事務について調査することに決定しましたから、会議規則第98条の規定により通知します。

記

1 事 項

- (1) 農林行政について
- (2) 商工観光行政について
- (3) 水道行政について

2 目 的

上記事項について、先進都市の状況を調査する。

3 期 日

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

平成18年3月17日

常陸太田市議会議長 生 田 目 久 夫 殿

建設委員長 後 藤 守

所 管 事 務 調 査 に つ い て

本委員会は、下記のとおり所管事務について調査することに決定しましたから、会議規則第98条の規定により通知します。

記

1 事 項

(1) 土木行政について

2 目 的

上記事項について、先進都市の状況を調査する。

3 期 日

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

平成18年3月8日

常陸太田市議会議長 生 田 目 久 夫 殿

議会運営委員長 酒 井 勝

所 管 事 務 調 査 に つ い て

本委員会は、下記のとおり所管事務について調査することに決定しましたから、会議規則第98条第2項の規定により通知します。

記

1 事 項

(1) 議会運営について

2 目 的

上記事項について、先進都市の状況を調査する。

3 期 日

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで